

事 務 連 絡  
平成 30 年 10 月 4 日

各都道府県建設業協会  
ご担当者 殿

(一社) 全国建設業協会  
労 働 部

建設業の労働時間と働き方に関するアンケート調査  
(厚生労働省委託事業) について (協力依頼)

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省では、本年 7 月の「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更が閣議決定され、調査研究における重点業種として建設業が追加されたことを踏まえ、建設業 4,000 社、労働者・一人親方 40,000 人を対象にアンケート調査を実施することになり、国土交通省を通じ、当会に対し協力依頼が別添のとおりありました。

つきましては、調査対象企業となった貴協会会員企業から本件調査についてお問い合わせがありましたら、積極的にご回答いただきますよう協力依頼をお願いいたします。

なお、お問い合わせ等で不明な点等がありましたら、労働部長尾までご連絡下さいますようお願いいたします。

労働部：長尾

事 務 連 絡  
平成 30 年 9 月 28 日

建設業団体の長 御中

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設業の労働時間と働き方に関するアンケート調査（厚生労働省委託事業）について（協力依頼）

日頃より国土交通行政にご理解賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 7 月 24 日、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更が閣議決定され、調査研究における重点業種として、自動車運転従事者や教職員等に加え、近年の状況を踏まえ、建設業、メディア業界が追加されたところです。

これを踏まえ、厚生労働省では、建設業における過重労働の防止のための課題等を把握することを目的として、全国の企業（無作為抽出された 4,000 社）及び労働者・一人親方（計約 40,000 人）を対象に、別添 1 に基づき、みずほ情報総研株式会社に委託してアンケート調査を実施することとなりました。

つきましては、本調査の円滑な実施のため、貴団体傘下の建設業者に対し、標記アンケート調査の周知及び回答への協力依頼を行っていただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

◆お問い合わせ先

【厚生労働省】労働基準局総務課過労死等防止対策推進室

企 画 官 小 城 英 樹

課長補佐 山崎 琢也

（代 表）：03-5253-1111（内 5586）

（直 通）：03-3595-3103

（F A X）：03-3502-2559

【国土交通省】土地・建設産業局建設業課

政策係長 馬場 耕太

（代 表）：03-5253-8111（内 24757）

（直 通）：03-5253-8277

（F A X）：03-5253-1553

別添

事務連絡  
平成30年9月21日

国土交通省 ご担当者 殿

厚生労働省労働基準局総務課  
過労死等防止対策推進室

建設業の労働時間と働き方に関するアンケート調査に係る  
業界団体への協力依頼について

厚生労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、我が国では過労死等が多発し大きな社会問題となり、「過労死」という言葉は、我が国のみでなく、国際的にも「karoshi」として知られるようになっております。そうした中、平成26年11月に「過労死等防止対策推進法」が制定され、同法に基づく対策を進めるとともに、「過労死等防止対策白書」を公表しているところです。

しかしながら、過労死等の発生要因やその実態については必ずしも十分に把握されていないことから、厚生労働省では、労働者の勤務実態や、企業の労務管理、商慣行等の現状を把握し、過労死等の要因である過重労働の防止のための課題等について把握することを目的として、平成27年度よりアンケート調査を実施しています。

本年度は、建設業における過重労働の防止のための課題等を把握することを目的として、全国の企業（無作為抽出された4,000社）及び労働者・一人親方（計約40,000人）を対象に、別添1に基づき、みずほ情報総研株式会社に委託してアンケート調査を実施することとなりました。

つきましては、本調査の円滑な実施のため、建設業に係る業界団体に対し、標記アンケート調査の周知の協力依頼を行っていただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

厚生労働省労働基準局総務課  
過労死等防止対策推進室  
担当者：近藤 龍志  
(代表)：03-5253-1111 (内5526)  
(直通)：03-3595-3103  
(FAX)：03-3502-2559

## 平成30年度 建設業の労働時間と働き方に関するアンケート調査について

### 1 目的等

厚生労働省では、労働者の勤務実態や、企業の労務管理、商慣行等の現状を把握し、過労死等の要因である過重労働の防止のための課題等について把握することを目的として、委託事業「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」において、平成27年度よりアンケート調査を実施しているところです。

平成30年度は、過労死等防止対策推進法に基づき策定されている「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、新たに調査研究の対象とされた「建設業」及び「メディア業界」について実施することになりました。

調査については、みずほ情報総研(株)に委託して実施することとし、建設業における過重労働の防止のための課題等を把握するために、全国の企業及び労働者(一人親方を含む)を対象にアンケート調査を実施します。

なお、本調査結果は労働基準監督署による監督指導等に使用するものではありません。

### 2 調査対象

- (1) 全国の法人(無作為抽出された約4,000社)(企業票)
- (2) 上記(1)の企業で勤務する労働者及び一人親方(計約40,000人)(労働者票、一人親方票)

### 3 調査時期

平成30年10月中旬から平成30年11月中旬までの間(予定)

### 4 調査方法

調査対象企業へ調査要領と調査票を郵送し、調査票に回答を記入して返送するものとする。

(企業調査は人事労務担当部門ご担当者に回答をしていただくもの。)

労働者票、一人親方票は調査対象労働者及び取引関係にある一人親方の方に調査票をお渡しいただき、それぞれご本人にご回答いただくもの。)

## 5 調査結果の活用

調査結果は建設業の勤務環境の改善・向上に向けた対策を検討するための基礎資料として活用するとともに、平成 31 年 4 月以降、厚生労働省ホームページ上でも公表する予定。なお、企業名、回答者名や所属先等を含めた個人情報が外部に特定されることはありません。

## 6 主な調査項目

### (1) 企業票 (別添 2)

- ① 基本情報について
- ② 労働時間、休日・休暇制度等について
- ③ 過重労働の防止に向けた取組について
- ④ 時間外労働、休暇等の実態について
- ⑤ 時間外労働に係る 36 協定等について

### (2) 労働者票 (別添 3)

- ① 基本情報について
- ② あなたの働き方について
- ③ あなたの職場環境について
- ④ あなたの生活や心身の健康等について
- ⑤ あなたの労働時間等について
- ⑥ 過重労働・過労死等の防止に向けて

### (3) 一人親方票 (別添 4)

- ① 基本情報について
- ② あなたの働き方について
- ③ あなたの生活や心身の健康等について
- ④ あなたの就労時間等について
- ⑤ 過重労働・過労死等の防止に向けて

平成 30 年度 厚生労働省委託事業  
建設業における労働時間と働き方に関する調査

平成 30 年 10 月

各位

厚生労働省労働基準局総務課過労死等防止対策推進室  
みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部

建設業における労働時間と働き方に関する調査 ご協力をお願い

この度、厚生労働省では、みずほ情報総研株式会社に委託して、標記アンケート調査を実施します。本調査では、建設業に従事する労働者等（一人親方を含む）の方々の労働時間と働き方について実態把握を行い、調査結果につきましては、建設業の勤務環境の向上に向けた対策を検討するための基礎資料として活用させていただきます。つきましては、業務ご多忙の折、誠に恐れ入りますが、本事業の趣旨をご理解いただき、ご協力のほど、何卒よろしくごお願い申し上げます。ご回答につきましては、同封の返信用封筒にて、**平成 30 年●月●日(●)**までにご投函くださいますよう、お願いいたします（切手は必要ございません）。

【調査実施機関・問合せ先・調査票返送先】

**MIZUHO** みずほ情報総研株式会社

社会政策コンサルティング部 〒101-8443 東京都千代田区神田錦町 2-3 竹橋スクエアビル 8F

Tel: 0120-XXXXXX(平日 10 時～17 時)

※本アンケートへの回答は任意です。

※調査結果は、平成 31 年 4 月以降、厚生労働省ホームページ上で公表される予定ですが、所属先等を含めた個人情報が外部に特定されるなど、ご回答者様にご迷惑をおかけするようなことは一切ございません。

※アンケートに記入された事項は統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままご記入ください。

★設問内で特に断りがない限り、平成 30 年 10 月 1 日時点の状況についてお答えください。

I. 貴社の基本情報について

問1 貴社の所在地をご記入ください。

( )都・道・府・県

問2 貴社の主な業種をお選びください。(○は1つ)

- |             |                     |             |               |
|-------------|---------------------|-------------|---------------|
| 1. 土木一式工事   | 2. 建築一式工事           | 3. 大工工事業    | 4. 左官工事業      |
| 5. とび・土工工事業 | 6. 石工事業             | 7. 屋根工事業    | 8. 電気工事業      |
| 9. 管工事業     | 10. タイル・れんが・ブロック工事業 | 11. 鋼構造物工事業 | 12. 鉄筋工事業     |
| 13. 舗装工事業   | 14. しゅんせつ工事業        | 15. 板金工事業   | 16. ガラス工事業    |
| 17. 塗装工事業   | 18. 防水工事業           | 19. 内装仕上工事業 | 20. 機械器具設置工事業 |
| 21. 熱絶縁工事業  | 22. 電気通信工事業         | 23. 造園工事業   | 24. さく井工事業    |
| 25. 建具工事業   | 26. 水道設備工事業         | 27. 消防施設工事業 | 28. 清掃施設工事業   |
| 29. 解体工事業   | 30. その他（具体的内容： )    |             |               |

問3 貴社の**工事種等のおおよその構成比率（工期ベース）**を、足して「10」になるようにご記入ください。  
※整数(0~10)を用いて、合計が10になるように記入してください。

(1) 工事種	土木工事：建築工事 = ( ) : ( )
(2) 発注元	公共工事：民間工事 = ( ) : ( )

問4 直近1年間(直近の決算期に準ずる)の**完成工事高**について、当てはまるものをお選びください。(○は1つ)

1. 1億円未満	2. 1億円以上3億円未満	3. 3億円以上5億円未満
4. 5億円以上10億円未満	5. 10億円以上30億円未満	6. 30億円以上

問5 (1) 貴社が請け負う工事のうち、**請負形態**として当てはまるもの**すべて**をお選びください。(○はいくつでも)  
(2) 上記で選択した請負形態のうち、**主なもの1つ**をお選びください。(○は1つ)

(1) 請負形態(○はいくつでも)	1. 元請	2. 一次下請	3. 二次下請	4. 三次以下の下請
(2) 主な請負形態(○は1つ)	1. 元請	2. 一次下請	3. 二次下請	4. 三次以下の下請

問6 貴社が**直接雇用している労働者の人数**をご記入ください(下請に発注している場合、下請の会社・工務店の労働者は含めないでください)。常用の労働者に関しては、**職種別の人数**もご記入ください。該当者がいない場合は「0」(ゼロ)をご記入ください。

① 常用※1	② 期間雇用・臨時雇用※2	③ 日雇※3
( )人	( )人	( )人

↓  
「常用」の労働者のうち、職種別の人数をご記入ください。  
複数の職種を兼務している方は、主な職種1つにのみ計上してください。

a. 技能労働者※4	b. 技術者	c. その他
( )人	( )人	( )人

→ 常用の技能労働者または技術者がいずれも0人の場合は、以降の回答は不要です。

※1 「常用」: 雇用契約において、雇用の期間の定めのない人、または1年以上の雇用期間の定めのある人。  
 ※2 「期間雇用・臨時雇用」: 雇用契約において、1か月以上1年未満の雇用期間の定めがある人。反復更新して1年を超える雇用者も含まれます。  
 ※3 「日雇」: 日々雇用される人、あるいは雇用契約において1か月未満の雇用期間が定められている人。  
 ※4 技能労働者には、運搬等の単純作業員や、事務職・営業職・設計等の内勤技術者の方は含めないでください。

問7 直近1年間の**技能労働者数、技術者数の充足状況**について、当てはまるものをお選びください。(それぞれ○は1つ)

(1) 技能労働者数	1. 充足	2. 概ね充足	3. やや不足	4. 不足	5. 該当なし※
(2) 技術者数	1. 充足	2. 概ね充足	3. やや不足	4. 不足	5. 該当なし※

※貴社の事業の性質上、そもそも雇用する必要がない場合は「5. 該当なし」をお選びください。

問8 直近3年間の**若手(30歳未満)技能労働者の採用・定着状況**をお選びください。(それぞれ○は1つ)

(1) 採用状況	(2) 定着状況
1. 計画どおり採用できている	1. ほぼ定着している
2. 概ね計画どおり採用できている	2. どちらかといえば定着している
3. あまり計画どおり採用できていない	3. あまり定着していない
4. 全く計画どおり採用できていない	4. 定着していない
5. 募集していない	5. 採用していない

問9 定年を超えて、再雇用制度や慣例等により**技能労働者を継続雇用**する場合に実施している**取組**として当てはまるもの全てをお選びください。(○はいくつでも)

1. 業務内容の変更(内勤への変更、危険作業の免除等)	2. 責任の大きさの変更
3. 労働日数・労働時間の変更(短縮等)	4. 業務内容や能力に応じた賃金の見直し
5. その他(具体的内容: )	6. 特になし

## II. 労働時間、休日・休暇制度等について

問10 常用の技能労働者、技術者の**主な賃金支払形態**をお選びください。(それぞれ○は1つ)

(1)技能労働者	(2)技術者
1. 主に月給制	1. 主に月給制
2. 主に日給月払(日給×出勤日)	2. 主に日給月払(日給×出勤日)
3. その他( )	3. その他( )

問11 常用の技能労働者、技術者の**1週間当たり所定労働日数、1日当たり所定労働時間**をご記入ください。

	技能労働者	技術者
(1)1週間当たり所定労働日数	1週( )日	1週( )日
(2)1日当たり所定労働時間*	1日( )時間	1日( )時間

※ 時間単位でご記入ください。例えば、30分は0.5時間として換算してください。小数第2位を四捨五入して、小数第1位までご記入ください。

問12 常用の技能労働者、技術者の**労働時間の把握方法**\*をお選びください。(それぞれ○は1つ)

(1)技能労働者	(2)技術者
1. 所属長、職長等が目視で確認	1. 所属長、職長等が目視で確認
2. タイムカード、ICカード等の記録を基に確認	2. タイムカード、ICカード等の記録を基に確認
3. 出勤簿等により確認	3. 出勤簿等により確認
4. 労働者の自己申告に基づき把握	4. 労働者の自己申告に基づき把握
5. その他(具体的内容: )	5. その他(具体的内容: )
6. 把握していない	6. 把握していない

※ 労働時間の把握方法が複数ある場合には、より客観的な方法、又は主たる方法をお選びください。

問13 常用の技能労働者、技術者が**所定外労働を行う場合の手続き**をお選びください。(それぞれ○は1つ)

(1)技能労働者	(2)技術者
1. 事前承認の手続きはない	1. 事前承認の手続きはない
2. 事前に本人が申請し、所属長、職長等が承認する	2. 事前に本人が申請し、所属長、職長等が承認する
3. 所属長、職長等が指示した場合のみ認める	3. 所属長、職長等が指示した場合のみ認める
4. その他(具体的内容: )	4. その他(具体的内容: )

※ 所定外労働を行う場合の手続きが複数ある場合、主たる方法1つをお選びください。

問14 **期間雇用・臨時雇用、日雇**の労働者の**労働時間の把握の有無**についてお選びください。(それぞれ○は1つ)

(1)期間雇用・臨時雇用	(2)日雇
1. 労働時間を把握している	1. 労働時間を把握している
2. 労働時間は把握していない	2. 労働時間は把握していない
3. 期間雇用・臨時雇用はいない・採用しない	3. 日雇の労働者はいない・採用しない

問15 常用の技能労働者、技術者において、所定外労働が必要となる理由をお選びください。(○はいくつでも)

(1)技能労働者	(2)技術者
1. 業務量が多いため	1. 業務量が多いため
2. 人員が不足しているため	2. 人員が不足しているため
3. 仕事の繁閑の差が大きい	3. 仕事の繁閑の差が大きい
4. ICT や機械化等が進んでいない	4. ICT や機械化等が進んでいない
5. 顧客からの不規則な要望に対応する必要があるため (予期せぬ設計変更等)	5. 顧客からの不規則な要望に対応する必要があるため (予期せぬ設計変更等)
6. 前工程の遅れや手戻りが多い	6. 前工程の遅れや手戻りが多い
7. 用地取得の遅延のため	7. 用地取得の遅延のため
8. 災害・トラブル等の緊急対応のため	8. 災害・トラブル等の緊急対応のため
9. 事務書類が多い	9. 事務書類が多い
10. その他(具体的内容: )	10. その他(具体的内容: )

### Ⅲ. 過重労働の防止に向けた取組について

問16 平成26年6月に「過労死等防止対策推進法」が成立し、同年11月より施行されました。

貴社(人事労務担当者)は、この法律をご存じでしたか。(○は1つ)

1. 詳しく内容を知っていた	2. 大まかな内容を知っていた	3. 名前は知っていた	4. 知らなかった
----------------	-----------------	-------------	-----------

問17 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議において「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定されました(平成29年8月策定、平成30年7月改訂)。貴社(人事労務担当者)は、このガイドラインをご存じでしたか。(○は1つ)

1. 詳しく内容を知っていた	2. 大まかな内容を知っていた	3. 名前は知っていた	4. 知らなかった
----------------	-----------------	-------------	-----------

問18 貴社の技能労働者や下請の労働者(請負契約にある一人親方を含む)を対象として実施している安全衛生教育や健康管理に関する取組について、当てはまるものをお選びください。(それぞれ○はいくつでも)

(1)貴社の労働者に対する取組	(2)下請の労働者に対する取組
1. 雇入れ時の新規参入者教育の実施	1. 雇入れ時の新規参入者教育の実施支援
2. 新規入場者教育の実施	2. 新規入場者教育の実施(または支援)
3. 職長への安全衛生教育の実施	3. 職長への安全衛生教育の実施(または支援)
4. 健康教育の実施	4. 健康教育の実施(または支援)
5. 健康診断有所見者への再検査・精密検査の受診勧奨	5. 健康診断有所見者への再検査・精密検査の受診勧奨
6. 健康上配慮が必要な労働者への配置転換等の就労上の措置	6. 健康上配慮が必要な労働者への配置転換等の就労上の措置
7. 日々の健康状態の確認(朝礼の場での点呼等)	7. 日々の健康状態の確認(朝礼の場での点呼等)
8. 健康相談窓口の設置	8. 健康相談窓口の設置
9. 高齢の労働者を対象とした健康確保対策 →(具体的内容: )	9. 高齢の労働者を対象とした健康確保対策 →(具体的内容: )
10. その他(具体的内容: )	10. その他(具体的内容: )
11. 実施していない	11. 実施していない・下請がない

問19 期間雇用・臨時雇用、日雇の技能労働者を対象とした安全衛生教育や健康管理に関する取組状況についてお選びください。(それぞれ○は1つ)

(1)期間雇用・臨時雇用	(2)日雇
1. 常用労働者に準じた取組(問18(1))を実施している	1. 常用労働者に準じた取組(問18(1))を実施している
2. 特に実施していない	2. 特に実施していない
3. 期間雇用・臨時雇用はいない・採用しない	3. 日雇の労働者はいない・採用しない

問20 平成29年度において、1か月間の時間外労働時間・休日労働時間が100時間超の常用の技能労働者、技術者に対する医師による面接指導の実施状況について当てはまるものをお選びください。(○は1つ)

1. 面接指導の申出者に対して面接指導を実施した
2. 面接指導の申出者はいなかった
3. 1か月間の時間外・休日労働時間が100時間超の労働者はいなかった
4. その他(具体的内容: )

問21 (1)貴社では平成29年に、常用の技能労働者、技術者に対し、ストレスチェック\*を実施しましたか。(○は1つ)  
 (2)(1)で「1」又は「2」を選んだ場合、医師による面接指導\*の実施状況について該当するものをお選びください。(○は1つ)

(1)ストレスチェックの実施状況	(2)医師による面接指導の実施状況
1. 全員に対して実施した	1. 面接指導の申出者に対して面接指導を実施した
2. 一部に対して実施した	2. 面接指導の申出者はいなかった
3. 実施していないが実施予定である	3. その他(具体的内容: )
4. 実施しておらず今後も実施予定はない	

※ 平成27年12月1日以降、全ての「常時使用する労働者(注1)」に対して、ストレスチェック(注2)を実施することが事業者(注3)に法律で義務づけられました。  
 また、事業者は、ストレスチェックの結果、高ストレス者として選定された者であって、医師による面接指導を受ける必要があるとストレスチェック実施者が認めた者のうち、労働者から申出があった者について、医師による面接指導を実施しなければなりません。  
 注1: 次のいずれの要件をも満たす者を指します(一般定期健康診断の対象者と同様です)。  
 ①期間の定めのない労働契約により使用される者(期間の定めのある労働契約により使用される者であって、当該契約の契約期間が1年以上である者並びに契約期間により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者を含む。)であること  
 ②1週間の労働時間が、当該事業場において同種の業務に従事する労働者の1週間の労働時間の4分の3以上である者  
 注2 医師、保健師等による、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査を指します。  
 注3 労働者50人未満の事業場については当分の間努力義務となっています。

問22 工事現場における事故や労働災害の防止に関する取組や、事故や労働災害発生後の労働者に対する支援の実施状況について、当てはまるものをお選びください。(○はいくつでも)

1. 事故や労働災害防止のための取組をしている(安全教育の実施、安全設備の設置等)
2. 現場監督や職長等に対する、事故等発生時のメンタルヘルス対策に関する教育を実施している
3. 事故や労働災害にあった(または目撃した)労働者に対する支援を実施している
→【具体的内容】 11. 勤務免除 12. 医師等の専門家による相談対応(カウンセリング等) 13. その他(具体的内容: )
4. その他(具体的内容: )
5. 特に実施していない

問23 貴社の常用の技能労働者や技術者に対する過重労働防止のための取組の実施状況についてお伺いします。

以下の①～⑰のそれぞれについて、当てはまるものをお選びください。(それぞれについて○は1つ)

	1.実施している	2.実施を検討・予定している	3.実施予定はない
① タイムカード、ICカード等の客観的な方法による労働時間の管理	1	2	3
② 工事現場や事業所における健康確保の取組の推進（健康状態の確認、健康教育等）	1	2	3
③ ICTの活用や機械化等による生産性の向上や業務の効率化	1	2	3
④ 人材育成・能力開発による生産性の向上	1	2	3
⑤ 適切な工期や費用等の確保に関する発注元との協議、契約	1	2	3
⑥ 適切な賃金水準の確保	1	2	3
⑦ 工程表上の4週8休の確保、または週休2日制の推進	1	2	3
⑧ 勤務間インターバル制度の導入	1	2	3
⑨ 工期や受注の平準化	1	2	3
⑩ 事務書類の簡素化	1	2	3
⑪ 人員の増員	1	2	3
⑫ 経営計画（運営方針や事業計画等を含む）への過重労働の防止に関する取組・方針の明記	1	2	3
⑬ 産業保健、勤務環境改善のための予算確保・増額	1	2	3
⑭ 過重労働の防止等に向けた労使の話し合いの場の設置	1	2	3
⑮ 管理職や経営幹部を対象とした労務管理に関する教育	1	2	3
⑯ 労働者に対する労働基準法や労働条件に関する教育、法令遵守に関する啓発	1	2	3
⑰ その他（具体的内容： )	1	2	

問24 貴社の常用の技能労働者や技術者に対する過重労働の防止に向けた取組を実施するに当たっての課題(困難であると感じること)について、当てはまるものをお選びください。(○はいくつでも)

1. 収益が悪化するおそれがある
2. 自社内の経営層の理解・協力が必要である
3. 自社内の管理職の理解・協力が必要である
4. 自社内の労働者の理解・協力が必要である
5. 顧客の理解・協力が必要である
6. 健康管理や健康相談を行う専門人材（産業医や保健師等）を確保することが難しい
7. 業界全体で取り組む必要がある
8. どのような取組を行えばよいかわからない
9. その他（具体的内容： )
10. 特にない
11. わからない

問25 (1)貴社では**下請の事業者や一人親方に工事を請け負わせる**ことがありますか。当てはまるものをお選びください。(○は1つ)

(2)~(5) (1)において「1」を選んだ場合、(2)~(5)のそれぞれについて、当てはまるものをお選びください。((2)~(4):それぞれ○は1つ、(5):○はいくつでも)

(1)下請への発注の有無 (○は1つ)	1. 下請に発注することがある →(2)~(5)へ 2. 下請に発注することはない →問26へ
(2)請負契約の契約方法 (○は1つ)	1. 全てにおいて書面に基づき契約を締結している(注文書・請書等) 2. 一部において口頭に基づき契約を締結している 3. 全てにおいて口頭に基づき契約を締結している
(3)契約変更の条件の明示 (○は1つ)	1. 原則、契約時に契約内容を変更する条件を明示している 2. 契約時に契約内容を変更する条件を明示していない(設定していない)
(4)契約変更する際の対応 (○は1つ)	1. 契約変更時はすべて書面により変更内容を取り交わしている 2. 契約変更時、書面により変更内容を取り交わさないことがある 3. 契約変更時、すべて書面により変更内容を取り交わさない
(5)下請の労働者下請の労働者(請負契約にある一人親方を含む)に対する過重労働防止のための取組 (○はいくつでも)	1. 適切な設計図書や施工条件の整備(事前の仕様提示・見積取得等) 2. 4週8休のための工期設定 3. 十分な工期や労務費等を確保した契約の締結 4. 状況に応じた契約内容の変更 5. 事務書類の簡素化 6. 下請の労働者の労働時間の把握 7. 下請の労働者の人材育成・能力開発支援(研修の開催等) 8. その他(具体的内容: ) 9. 特にない 10. わからない

#### IV. 時間外労働、休暇等の実態について

問26 **常用の技能労働者、技術者のそれぞれについて、全労働者に占める、平成30年9月の時間外労働が45時間超、80時間超、100時間超に該当する者の割合について、当てはまるものをお選びください。**(それぞれ○は1つ)

また、**時間外労働の平均時間**についてもご記入ください。平均時間が不明の場合は「わからない」に○をつけてください。

(1)技能労働者における時間外労働時間

(常用の技能労働者全体に占める、45時間超、80時間超、100時間超の者の割合)

	いない	0%超 10%未満	10%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上	わからない
①45時間超の者の割合	1	2	3	4	5	6
②80時間超の者の割合	1	2	3	4	5	6
③100時間超の者の割合	1	2	3	4	5	6
④時間外労働の平均時間*	( )時間 ・ わからない					

※ 小数第2位を四捨五入して、小数第1位までご記入ください。

(2) 技術者における時間外労働時間

(常用の技術者全体に占める、45時間超、80時間超、100時間超の者の割合)

	いない	0%超 10%未満	10%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上	わからない
①45時間超の者の割合	1	2	3	4	5	6
②80時間超の者の割合	1	2	3	4	5	6
③100時間超の者の割合	1	2	3	4	5	6
④時間外労働の平均時間※	( )時間 ・ わからない					

※ 小数第2位を四捨五入して、小数第1位までご記入ください。

問27 常用の技能労働者、技術者に対する平成29年度または平成29年の新規年次有給休暇の付与日数と取得日数をご記入ください。

	技能労働者	技術者
(1) 労働者1人当たりの新規年次有給休暇の付与日数※	平均 ( )日	平均 ( )日
(2) 労働者1人当たりの年次有給休暇の取得日数	平均 ( )日	平均 ( )日

※ 小数第2位を四捨五入して、小数第1位までご記入ください。前々年度(平成28年度)又は前々年(平成28年)以前からの繰り越し分を除きます。

V. 時間外労働に係る36協定等について

問28 (1) 技能労働者、技術者を対象とする時間外労働に係る36協定の締結状況をお選びください。(○は1つ)  
(特別条項付き36協定についても、問31でご回答ください。)

(2) (1)で「1」を選んだ場合、締結している延長時間を、1日単位、週または月単位、年単位ごとにそれぞれご記入ください。なお、時間数の異なる複数の36協定がある場合には、延長時間が最も長い協定についてご記入ください。

	技能労働者	技術者
(1) 締結状況	1. 締結している 2. 締結していない →問30へ	1. 締結している 2. 締結していない →問30へ
(2) 締結している延長時間	↓締結している場合	↓締結している場合
①1日単位	( )時間/日	( )時間/日
②週または月単位 (該当する部分のみ記入)	( )時間/週 ( )時間/2週	( )時間/週 ( )時間/2週
	( )時間/4週 ( )時間/月	( )時間/4週 ( )時間/月
	( )時間/2か月 ( )時間/3か月	( )時間/2か月 ( )時間/3か月
③年単位	( )時間/年	( )時間/年

問29 問28(1)で「1」を選んだ場合のみお答えください。

- (1) **技能労働者、技術者を対象とする特別条項付き 36 協定の締結状況**をお選びください。(それぞれ○は1つ)
- (2) (1)で「1」を選んだ場合、締結している**特別延長時間**を、週または月単位、年単位ごとにそれぞれご記入ください。なお、時間数の異なる複数の特別条項付き 36 協定がある場合には、延長時間が最も長い協定についてご記入ください。

	技能労働者	技術者
(1) 締結状況	1. 締結している 2. 締結していない	1. 締結している 2. 締結していない
(2) 締結している特別延長時間	↓ 締結している場合	
① 限度時間を超えることができる回数	( ) 回	( ) 回
② 週または月単位 (該当する部分のみ記入)	( ) 時間/週 ( ) 時間/2週 ( ) 時間/4週 ( ) 時間/月 ( ) 時間/2か月 ( ) 時間/3か月	( ) 時間/週 ( ) 時間/2週 ( ) 時間/4週 ( ) 時間/月 ( ) 時間/2か月 ( ) 時間/3か月
③ 年単位	( ) 時間/年	( ) 時間/年

- 問30 (1) **技能労働者、技術者を対象とする休日労働に係る 36 協定の締結状況**をお選びください。(それぞれについて○は1つ)
- (2) (1)において「1」を選んだ場合、**労働させることのできる休日の協定内容(日数等)**をお選びください。明記している場合は、具体的な日数もご記入ください。
- (3) (1)において「1」を選んだ場合、**労働させることのできる休日 1 日当たりの労働時間**をご記入ください。なお、時間数の異なる複数の 36 協定がある場合には、労働時間が最も長い協定についてご記入ください。

	技能労働者	技術者
(1) 休日労働に係る 36 協定	1. 締結している 2. 締結していない → 調査終了です	1. 締結している 2. 締結していない → 調査終了です
(2) 労働させることのできる休日の日数	1. 日数を明記している → ( ) 日/月 2. 日数を明記していない(「土・日・祝日」等)	1. 日数を明記している → ( ) 日/月 2. 日数を明記していない(「土・日・祝日」等)
(3) 労働させることのできる時間	( ) 時間/日	( ) 時間/日

質問は以上です。最後に記入漏れがないか、ご確認ください。

ご協力ありがとうございました。

返信用封筒(切手不要)に調査票を封入いただき、

平成30年●月●日(●)までにご投函ください。

- なお、本調査結果のご案内を希望される場合には、ご返送に当たり、以下のご連絡先等の記入をお願い申し上げます。
- 調査結果がまとも次第、記入いただいたメールアドレスまでご案内致します。

会社名	
ご所属・役職名	
ご氏名	
連絡先 電話番号	
連絡先 メールアドレス	

**【本調査票で使用される用語の解説】**

労働時間	労働時間とは、労働者（技能労働者、技術者等）が使用者（企業）の指揮命令下に置かれて勤務している時間のことを言います。
所定労働時間、 所定労働日数	所定労働時間、所定労働日数とは、企業の就業規則などで決められた労働時間、労働日数を言います。なお、法律（労働基準法）では、使用者は、労働者に、休憩時間を除き、1日については8時間を超えて、1週間については40時間を超えて労働させてはならないとされています。
所定外労働	企業の就業規則などで決められた労働時間を所定労働時間と言いますが、それを超えて労働する場合は所定外労働と言います。
時間外労働	法律（労働基準法）では、1日8時間、1週間で40時間までの労働を原則としており、これを超えて労働をさせることを時間外労働と言います。
休日労働	法律（労働基準法）では、使用者は労働者に対し、1週1回以上または4週4回以上の休日を与えなければならないと定めています。この法定休日や法定外休日に労働者を労働させることを「休日労働」と言います。
勤務間 インターバル	終業時刻から次の始業時刻までの間隔（インターバル）の時間を指します。例えば、インターバル時間を11時間と設定した場合で、所定労働時間が9時～17時の労働者が23時まで残業した場合、その11時間後である翌日の10時までは、始業時刻の9時を超えても就業させることはできません。

平成 30 年度 厚生労働省委託事業  
建設業における労働時間と働き方に関する調査

平成 30 年 10 月

各位

厚生労働省労働基準局総務課過労死等防止対策推進室  
みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部

## 建設業における労働時間と働き方に関する調査 ご協力をお願い

この度、厚生労働省では、みずほ情報総研株式会社に委託して、標記アンケート調査を実施します。本調査では、建設業に従事する労働者等(一人親方を含む)の方々の労働時間と働き方について実態把握を行い、調査結果につきましては、建設業の勤務環境の向上に向けた対策を検討するための基礎資料として活用させていただきます。つきましては、業務ご多忙の折、誠に恐れ入りますが、本事業の趣旨をご理解いただき、ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。ご回答につきましては、同封の返信用封筒にて、**平成 30 年●月●日(●)**までにご投函くださいますよう、お願いいたします(切手は必要ございません)。

## 【調査実施機関・問合せ先・調査票返送先】

**MIZUHO** みずほ情報総研株式会社

社会政策コンサルティング部 〒101-8443 東京都千代田区神田錦町 2-3 竹橋スクエアビル 8F

Tel: 0120-XXXXXX(平日 10 時～17 時)

※本アンケートへの回答は任意です。

※調査結果は、平成 31 年 4 月以降、厚生労働省ホームページ上で公表される予定ですが、所属先等を含めた個人情報が外部に特定されるなど、ご回答者様にご迷惑をおかけするようなことは一切ございません。

※アンケートに記入された事項は統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままご記入ください。

★設問内で特に断りがない限り、平成 30 年 10 月 1 日時点の状況についてお答えください。

## I. 基本情報について

問1 あなたのお立場として、当てはまるものをお選びください。(○は1つ)

1. 雇用されている労働者※(正社員、非正社員問わず)    2. 個人で仕事を請け負っている職人(一人親方)  
→以降の回答は不要です。

※ この調査票を受け取った企業から、雇入通知書を提示している方や雇用契約書の取り交わしをしている方が当てはまります。

問2 あなたご自身の情報についてお答えください。

(1) 性別(○は1つ)・年齢	①性別: 1. 男性      2. 女性      ②年齢:(            )歳
(2) 建設業の従事年数	①建設業の従事年数:(            )年目    ②現在の企業での勤続年数:(            )年目
(3) 主に仕事をしている 職場の所在地	(            )都・道・府・県

問3 (1)あなたの**職種**として、当てはまるものをお選びください。(○は1つ)

(2)(1)で「2」を選択した場合、**具体的な職業**についてもお答えください。(○は1つ)

(1)職種	(2)技能労働者の場合の職業
1. 技術者(現場監督、施工管理技術者、設計担当者等) 2. 技能労働者 →(2)へ	1. 建設躯体工事の職業(型枠大工、とび工、鉄筋工 等) 2. 建設躯体工事以外の建設の職業(大工、左官、配管工 等) 3. 土木の職業 4. その他( )

問4 あなたは現在、**現場監督**として工事に従事していますか。現場監督として従事している場合、**担当工事数**もご記入ください。(○は1つ)

1. 現場監督として工事に従事している →担当工事数:( )件	2. 現場監督として工事に従事していない
------------------------------------	----------------------

問5 あなたの**役職**として、当てはまるものをお選びください。(○は1つ)

1. 管理職である(職長、部長、課長等)	2. 管理職でない
----------------------	-----------

問6 あなたが従事する工事の**主な工事種、発注元**をお選びください。(それぞれ○は1つ)

(1)主な工事種	1. 土木工事	2. 建築工事
(2)主な発注元	1. 公共工事	2. 民間工事

問7 あなたの**給与の支払形態**について当てはまるものをお選びください。(○は1つ)

1. 月給制 <sup>※</sup>	2. 日給月払(日給×出勤日)	3. その他(具体的内容: )
---------------------	-----------------	-----------------

※ 賃金を月単位で決める制度であり、休日・欠勤があっても金額が変わらないもの。

## II. あなたの働き方について

問8 あなたが適用を受けている休日等について、当てはまるものをお選びください。(○は1つ)

1. 完全週休2日制 <sup>※1</sup>	2. なんらかの週休2日制 <sup>※2</sup>	3. 週休1日または4週4休制
5. 変形労働時間制	6. その他	7. わからない

※1 週2日の休みが確保されているもの

※2 1か月のうち、週2日の休みが1回以上あるもの

問9 (1)あなたの職場では、あなたご自身の**労働時間**はどのように**把握**されていますか。(○は1つ)

(2)(1)で「1」～「5」を選択した場合、**把握されている労働時間<sup>※</sup>の正確性**についてお答えください。(○は1つ)

(1)労働時間の把握方法 <sup>※</sup>	(2)把握されている労働時間の正確性
1. 所属長、職長等が目視で確認 2. タイムカード、ICカード等の記録を基に確認 3. 出勤簿等により確認 4. 労働者の自己申告に基づき把握 5. その他(具体的内容: ) 6. 把握されていない 7. わからない	1. 正確に把握されている 2. おおむね正確に把握されている 3. あまり正確に把握されていない 4. まったく正確に把握されていない 5. わからない

※ 労働時間の把握方法が複数ある場合には、より客観的な方法、又は主たる方法をお選びください。

問10 あなたが**所定外労働（残業）**を行う場合の**手続き**※をお選びください。（○は1つ）

1. 事前承認の手続きはない	2. 事前に本人が申請し、所属長、職長等が承認する
3. 所属長、職長等が指示した場合のみ認める	4. その他（具体的内容： ）

※ 所定外労働を行う場合の手続きが複数ある場合、主たる方法1つをお選びください。

問11 あなたご自身において、**所定外労働（残業）**が生じる理由をお選びください。（○はいくつでも）

1. 業務量が多いため	2. 人員が不足しているため
3. 仕事の繁閑の差が大きいため	4. ICT や機械化等が進んでいないため
5. 顧客からの不規則な要望に対応する必要があるため （予期せぬ設計変更等）	6. 前工程の遅れや手戻りが多いため
7. 用地取得の遅延のため	8. 災害・トラブル等の緊急対応のため
9. 事務書類が多いため	10. その他（具体的内容： ）

問12 「**直近1か月（平成30年9月）の状況**」について、それぞれ最も当てはまるものをお選びください。（それぞれ○は1つ）

(1) 1か月の時間外労働	1. 短い又は適当	2. 長い	3. 非常に長い
(2) 不規則な勤務（予定の変更、突然の勤務）	1. 少ない	2. 多い	
(3) 出張に伴う負担 （頻度・拘束時間・時差 <sup>[海外出張]</sup> など）	1. ない又は小さい	2. 大きい	
(4) 深夜勤務に伴う負担	1. ない又は小さい	2. 大きい	3. 非常に大きい
(5) 休憩・仮眠の時間数	1. 適切である	2. 不適切である	
(6) 勤務についての精神的負担	1. 小さい	2. 大きい	3. 非常に大きい
(7) 勤務についての身体的負担	1. 小さい	2. 大きい	3. 非常に大きい

### Ⅲ. あなたの職場環境について

問13 **直近1年間（平成29年10月～平成30年9月）**を振り返って、あなたの職場では**ハラスメント**がありましたか。（それぞれ○はいくつでも）

	1. ハラスメントを受けていた（いる）	2. 自分以外の社員がハラスメントを受けていた（いる）	3. ハラスメントはなかった（ない）
(1) パワーハラスメント	1	2	3
(2) セクシュアルハラスメント	1	2	3

問14 以下の(1)～(4)について、それぞれどの程度当てはまりますか。（それぞれ○は1つ）

	大いに当てはまる	やや当てはまる	あまり当てはまらない	まったく当てはまらない
(1) 職場の上司や部下に対して積極的な声掛けがある	1	2	3	4
(2) 同僚や共同作業員同士のコミュニケーションが円滑である	1	2	3	4
(3) 職場の上司は部下が担当している業務内容やその負担度合い等を適切に把握している	1	2	3	4
(4) 業務遂行に当たり困っている同僚や共同作業員がいる時には、助け合う雰囲気がある	1	2	3	4

#### IV. あなたの生活や心身の健康等について

問15 平成 29 年度に、あなたは**長時間労働や心身の不調**について、**医師や産業医、保健師などの専門家へ相談又は面談**をしましたか\*。また、今後、**専門家へ相談または面談**をしたいと思いませんか。(○は1つ)

- |  |
|--|
| 1. 面談をした<br>2. 面談はしていないが、今後したいと思っている<br>3. 面談はしていないし、今後したいとは思っていない |
|--|

\* メンタルヘルス相談窓口へ相談又は面談した場合も含まれます。

問16 「**過去半年間(平成30年4月～9月)の状況**」についてお伺いします。

- (1) **業務に関連したストレスや悩み**を感じたことがありますか。(○は1つ)  
 (2) (1)において「1」を選んだ場合、それはどのような**内容**ですか。(○はいくつでも)

(1)ストレスや悩み	(2)ストレスや悩みの内容	
1. ある(あった)	1. 時間外労働の長さ	2. 休日・休暇の少なさ
2. ない(なかった)	3. 不規則な勤務による負担の大きさ	4. 事故等の恐れ
	5. 職場環境の変化	6. 職場の人間関係
	7. 職場でのパワーハラスメント	8. 職場でのセクシュアルハラスメント
	9. 職場の不十分な健康管理体制 (受動喫煙対策等を含む)	10. トイレ・更衣室等の不十分な環境整備
	11. 上司からの指導	12. 部下・後輩等への指導
	13. 賃金水準の低さ	14. 顧客からの過度な要求
	15. 無理な工期設定	16. やりがいのなさ
	17. キャリア・ステップ	
	19. その他(具体的内容: )	

問17 **直近1か月(平成30年9月)**を振り返っていただき、平日(ただし、翌日が勤務日)の平均的な「(1)睡眠時間」と「(2)その充足状況」をお答えください。((1)数値記入、(2)○は1つ)

(1)平均的な睡眠時間	(2)充足状況
1日当たり ( )時間( )分	1. 足りている 2. どちらかといえば足りている 3. どちらかといえば足りていない 4. 足りていない

問18 **直近1年間(平成29年10月～平成30年9月)**を振り返って、**過重労働に伴う睡眠不足や疲労の蓄積が原因と考えられる事故やケガ等**はありましたか。なお、「2」を選んだ場合は、車での移動中か否かについてもお選びください。(○はいくつでも)

- |   |
|---|
| 1. 勤務場所での事故やケガ等があった<br>2. 通勤途中で事故やケガ等があった→ <b>移動手段</b> : 11. 車での移動中 12. 車以外での移動中(徒歩、自転車等)<br>3. 事故やケガ等はなかった |
|---|

問19 「直近1か月(平成30年9月)の自覚症状」について、該当するものをお選びください。(それぞれ○は1つ)

	ほとんどない	時々ある	よくある
(1)イライラする	1	2	3
(2)不安だ	1	2	3
(3)落ち着かない	1	2	3
(4)ゆううつだ	1	2	3
(5)よく眠れない	1	2	3
(6)体の調子が悪い	1	2	3
(7)物事に集中できない	1	2	3
(8)することに間違いが多い	1	2	3
(9)工作中、強い眠気に襲われる	1	2	3
(10)やる気が出ない	1	2	3
(11)へとへとだ(運動後を除く)	1	2	3
(12)朝、起きた時、ぐったりした疲れを感じる	1	2	3
(13)以前とくらべて、疲れやすい	1	2	3

## V. あなたの労働時間等について

問20 自宅等から工事現場へ出勤する場合の移動方法について、当てはまるものをお選びください。(○は1つ)  
「1」を選んだ場合、集合場所から工事現場までの平均的な移動時間についてもお答えください。

1. 工事現場とは別の場所(会社等)に集まったあと、工事現場へ移動する →集合場所から工事現場までの平均的な移動時間:約( )時間( )分
2. 自宅等から工事現場へ直接移動する
3. 普段は工事現場へは出向かない

問21 「直近1年間(平成29年10月～平成30年9月)」の状況についてお伺いします。

あなたご自身の平均的な1週間(通常期)と、最も忙しかった1週間(繁忙期)における、あなたの実際の平均的な労働時間(休憩時間、自宅等や集合場所から工事現場へ出勤する場合の移動時間は除く)と労働日数をお答えください。

	①平均的な1週間(通常期)	②最も忙しかった1週間(繁忙期)
(1)1週間の労働時間 <sup>※1</sup>	約( )時間	約( )時間
(2)上記のうち深夜(22時～翌5時)の労働時間 <sup>※1</sup>	約( )時間	約( )時間
(3)1週間のうち労働日数 <sup>※2</sup>	約( )日	約( )日

※1 時間単位でご記入ください。例えば、30分は0.5時間として換算してください。小数第2位を四捨五入して、小数第1位までご記入ください。

※2 整数でご記入ください。

問22 平成29年度又は平成29年における年次有給休暇の取得状況について、当てはまるものをお選びください。(○は1つ)

1. 概ね全て取得できている	2. 半数程度取得できている	3. ほとんど取得できていない
4. 全く取得できていない	5. わからない	

問23 過去約1～2年前と比べて、あなたの働き方はどのように変わりましたか。当てはまるものをお選びください。  
(それぞれ○は1つ)

(1)労働時間	1. 短くなった	2. 変わらない	3. 長くなった
(2)休日・休暇の取得	1. 取得しやすくなった	2. 変わらない	3. 取得しづらくなった
(3)ハラスメント※	1. 減った	2. 変わらない	3. 増えた

※ パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント

## VI. その他:過重労働・過労死等の防止に向けて

問24 過労死等に関する実態把握と過労死等の防止のための対策を推進することを目的とした「過労死等防止対策推進法」が平成26年11月より施行されましたが、あなたはこの法律をご存じでしたか。(○は1つ)

1. 詳しく内容を知っていた	2. 大まかな内容を知っていた	3. 名前は知っていた	4. 知らなかった
----------------	-----------------	-------------	-----------

問25 過重労働防止に向けて企業や工事現場において必要だと感じる取組は何ですか。(○はいくつでも)

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. タイムカード、ICカード等の客観的な方法等により労働時間の管理を行う</li> <li>2. 工事現場や事業所における健康確保の取組を行う(健康状態の確認、健康教育等)</li> <li>3. ICTの活用や機械化等により生産性の向上や業務の効率化を図る</li> <li>4. 人材育成・能力開発により生産性の向上を図る</li> <li>5. 適切な工期や経費等の確保について発注元と協議、契約を行う</li> <li>6. 適切な賃金水準の確保を行う</li> <li>7. 工程表上4週8休を設定する、または週休2日制を推進する</li> <li>8. 勤務間インターバル制度を設ける</li> <li>9. 工期や受注の平準化を図る</li> <li>10. 事務書類の簡素化を図る</li> <li>11. 人員を増やす</li> <li>12. 経営計画(運営方針や事業計画等を含む)に過重労働の防止に関する取組・方針を盛り込む</li> <li>13. 産業保健、勤務環境改善のための予算を増やす</li> <li>14. 過重労働の防止等に向けて労使の話し合いの場を設ける</li> <li>15. 管理職や経営幹部を対象に労務管理に関する教育を行う</li> <li>16. 労働者に対し、労働基準法や労働条件に関する教育、法令遵守に関する啓発を行う</li> <li>17. その他(具体的内容: _____ )</li> <li>18. 特にない</li> <li>19. わからない</li> </ol>
---

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

ご自身にて返信用封筒に調査票を封入の上、平成30年●月●日(●)までにご投函ください。

平成 30 年度 厚生労働省委託事業  
建設業における労働時間と働き方に関する調査

平成 30 年 10 月

各位

厚生労働省労働基準局総務課過労死等防止対策推進室  
みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部

建設業における労働時間と働き方に関する調査 ご協力をお願い

この度、厚生労働省では、みずほ情報総研株式会社に委託して、標記アンケート調査を実施します。本調査では、建設業に従事する労働者等（一人親方を含む）の方々の就労時間と働き方について実態把握を行い、調査結果につきましては、建設業の勤務環境の向上に向けた対策を検討するための基礎資料として活用させていただきます。つきましては、業務ご多忙の折、誠に恐れ入りますが、本事業の趣旨をご理解いただき、ご協力のほど、何卒よろしくごお願い申し上げます。ご回答につきましては、同封の返信用封筒にて、**平成 30 年●月●日(●)**までにご投函くださいますよう、お願いいたします(切手は必要ございません)。

【調査実施機関・問合せ先・調査票返送先】

**MIZUHO** みずほ情報総研株式会社

社会政策コンサルティング部 〒101-8443 東京都千代田区神田錦町 2-3 竹橋スクエアビル 8F

Tel: 0120-XXXXXXX(平日 10 時～17 時)

※本アンケートへの回答は任意です。

※調査結果は、平成 31 年 4 月以降、厚生労働省ホームページ上で公表される予定ですが、**所属先等を含めた個人情報**が外部に特定されるなど、ご回答者様にご迷惑をおかけするようなことは一切ございません。

※アンケートに記入された事項は統計以外の目的に用いることは絶対ではありませんので、ありのままご記入ください。

★設問内で特に断りがない限り、平成 30 年 10 月 1 日時点の状況についてお答えください。

I. 基本情報について

問1 あなたのお立場として、当てはまるものをお選びください。(○は1つ)

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| 1. 個人で仕事を請け負っている職人(一人親方) | 2. 雇用されている労働者*(正社員、非正規問わず)<br>→以降の回答は不要です。 |
|--------------------------|--|

※ この調査票を受け取った企業から、雇入通知書を提示している方や雇用契約書の取り交わしをしている方が当てはまります。

問2 あなたご自身の情報についてお答えください。

(1) 性別(○は1つ)・年齢	①性別: 1. 男性 2. 女性 ②年齢:( )歳
(2) 建設業の従事年数	( )年目
(3) 職業(○は1つ)	1. 建設躯体工事の職業(型枠大工、とび工、鉄筋工 等) 2. 建設躯体工事以外の建設の職業(大工、左官、配管工 等) 3. 土木の職業 4. その他( )
(4) 主に仕事をしている職場の所在地	( )都・道・府・県

問3 あなたが従事する工事の主な工事種、発注元、請負形態、契約方法をお選びください。(それぞれ○は1つ)

(1) 主な工事種	1. 土木工事	2. 建築工事
(2) 主な発注元	1. 公共工事	2. 民間工事
(3) 主な請負形態	1. 元請	2. 下請
(4) 工事を請け負う際の契約方法	1. 契約書に基づく請負契約 3. 口頭での請負契約	2. 書面(メモ、メール等)に基づく請負契約 4. その他(具体的内容: )

問4 主な取引先から報酬を受け取る際、どのような形態で受け取っていますか。(○は1つ)

1. 所定の請負代金を受領	2. 出来高払いで受領	3. その他( )	4. わからない
---------------	-------------	-----------	----------

問5 あなたは労災保険特別加入制度に加入していますか。(○は1つ)

1. 加入している	2. 加入していない
-----------	------------

## II. あなたの働き方について

問6 仕事の進め方について、あなたはどの程度まで決めることができますか。(○は1つ)

1. ほとんど自分で決めることができる	2. ある程度決めることができる
3. あまり決めることができない	4. ほとんど決めることができない

問7 主な取引先との約束として、あなたが請け負った業務の全部または一部を、他者に代わりに行わせることはできますか。(○は1つ)

1. 他者に代わりに行わせることができる	2. 他者に代わって行わせることはできない
----------------------	-----------------------

問8 あなたご自身において、当初予定よりも就労時間が長くなる理由をお選びください。(○はいくつでも)

1. 業務量が多いため	2. 共同作業者が不足しているため
3. 仕事の繁閑の差が大きいため	4. ICT や機械化等が進んでいないため
5. 顧客からの不規則な要望に対応する必要があるため (予期せぬ設計変更等)	6. 前工程の遅れや手戻りが多いため
7. 用地取得の遅延のため	8. 災害・トラブル等の緊急対応のため
9. 事務書類が多いため	10. その他(具体的内容: )

問9 「直近1か月(平成30年9月)の状況」について、それぞれ最も当てはまるものをお選びください。(それぞれ○は1つ)

(1) 1か月の就労時間	1. 短い又は適当	2. 長い	3. 非常に長い
(2) 不規則な勤務(予定の変更、突然の勤務)	1. 少ない	2. 多い	
(3) 出張に伴う負担 (頻度・拘束時間・時差 <sup>[海外出張]</sup> など)	1. ない又は小さい	2. 大きい	
(4) 深夜勤務に伴う負担	1. ない又は小さい	2. 大きい	3. 非常に大きい
(5) 休憩・仮眠の時間数	1. 適切である	2. 不適切である	
(6) 勤務についての精神的負担	1. 小さい	2. 大きい	3. 非常に大きい
(7) 勤務についての身体的負担	1. 小さい	2. 大きい	3. 非常に大きい

## III. あなたの生活や心身の健康等について

問10 直近1か月(平成30年9月)を振り返っていただき、平日(ただし、翌日が休日でない日)の平均的な「(1)睡眠時間」と「(2)その充足状況」をお答えください。(1)数値記入、(2)○は1つ)

(1) 平均的な睡眠時間	(2) 充足状況
1日当たり ( )時間( )分	1. 足りている 2. どちらかといえば足りている 3. どちらかといえば足りていない 4. 足りていない

問11 直近1年間(平成29年10月～平成30年9月)を振り返って、過重労働に伴う睡眠不足や疲労の蓄積が原因と考えられる事故やケガ等がありましたか。なお、「2」を選んだ場合は、車での移動中か否かについてもお選びください。(○はいくつでも)

1. 勤務場所での事故やケガ等があった
2. 通勤途中で事故やケガ等があった→移動手段: 11. 車での移動中 12. 車以外での移動中(徒歩、自転車等)
3. 事故やケガ等はなかった

問12 「直近1か月(平成30年9月)の自覚症状」について、該当するものをお選びください。(それぞれ○は1つ)

	ほとんどない	時々ある	よくある
(1)イライラする	1	2	3
(2)不安だ	1	2	3
(3)落ち着かない	1	2	3
(4)ゆううつだ	1	2	3
(5)よく眠れない	1	2	3
(6)体の調子が悪い	1	2	3
(7)物事に集中できない	1	2	3
(8)することに間違いが多い	1	2	3
(9)工作中、強い眠気に襲われる	1	2	3
(10)やる気が出ない	1	2	3
(11)へとへとだ(運動後を除く)	1	2	3
(12)朝、起きた時、ぐったりした疲れを感じる	1	2	3
(13)以前とくらべて、疲れやすい	1	2	3

問13 直近3年間を振り返って、あなたは**毎年、年1回以上、健康診断**を受けましたか。(○は1つ)

1. 受けている	2. 受けていない
----------	-----------

#### IV. あなたの就労時間等について

問14 直近1年間(平成29年10月～平成30年9月)の状況についてお伺いします。

あなたご自身の平均的な1週間(通常期)と、最も忙しかった1週間(繁忙期)における、あなたの実際の平均的な就労時間(休憩時間、工事現場までの移動時間は除く)等をお答えください。

	①平均的な1週間(通常期)	②最も忙しかった1週間(繁忙期)
(1)1週間の就労時間※1	約( )時間	約( )時間
(2)上記のうち深夜(22時～翌5時)の就労時間※1	約( )時間	約( )時間
(3)1週間のうち就労日数※2	約( )日	約( )日

※1 時間単位でご記入ください。例えば、30分は0.5時間として換算してください。小数第2位を四捨五入して、小数第1位までご記入ください。

※2 整数でご記入ください。

問15 過去約1～2年前と比べて、あなたの働き方はどのように変わりましたか。当てはまるものをお選びください。

(それぞれ○は1つ)

(1)就労時間	1. 短くなった	2. 変わらない	3. 長くなった
(2)休日・休暇の取得	1. 取得しやすくなった	2. 変わらない	3. 取得しづらくなった
(3)ハラスメント※	1. 減った	2. 変わらない	3. 増えた

※ パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント

#### V. その他:過重労働・過労死等の防止に向けて

問16 過労死等に関する実態把握と過労死等の防止のための対策を推進することを目的とした「**過労死等防止対策推進法**」が平成26年11月より施行されましたが、あなたはこの法律をご存じでしたか。(○は1つ)

1. 詳しく内容を知っていた	2. 大まかな内容を知っていた	3. 名前は知っていた	4. 知らなかった
----------------	-----------------	-------------	-----------

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

ご自身にて返信用封筒に調査票を封入の上、平成30年●月●日(●)までにご投函ください。